○立命館守山高等学校学則

2005年４月22日

規程第685号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、学校教育法にもとづき、立命館守山高等学校に関する必要な事項を定める。

（目的）

第２条　本校は、教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における中等教育機関として、中学校における教育の基礎の上に高等普通教育および専門教育を行い、学力・人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

（名称）

第３条　本校は、立命館守山高等学校という。

（位置）

第４条　本校の位置は、滋賀県守山市三宅町250番地とする。

（併設型中高一貫教育）

第５条　本校は、学校教育法第71条の規定にもとづき、立命館守山中学校との一貫教育を実施する。

（学校評価）

第６条　校長は、本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

２　校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。

３　校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。

４　校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

（学校評議員）

第７条　本校に学校評議員を置く。

２　学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第２章　修業年限、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第８条　本校の修業年限は３年とする。

（在籍年限）

第９条　本校の在籍年限は最長６年とする。

（学年）

第10条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）

第11条　学年を分けて次の３学期とする。

第１学期　４月１日から７月31日まで

第２学期　８月１日から12月31日まで

第３学期　翌年１月１日から３月31日まで

（休業日）

第12条　休業日は次のとおりとする。

(1)　国民の祝日に関する法律に定める日

(2)　日曜日

(3)　土曜日のうち、校長が定める日

(4)　学園創立記念日

(5)　春季休業日　４月１日から４月７日まで

(6)　夏季休業日　７月21日から８月31日まで

(7)　冬季休業日　12月24日から１月７日まで

(8)　学年末休業日　３月25日から３月31日まで

(9)　前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

２　教育上必要があり、かつ、やむをえない事情がある場合は、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

３　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第３章　課程・学科及び収容定員

（課程・学科、収容定員）

第13条　本校の課程・学科および定員は次のとおりとする。

全日制課程普通科

入学定員320名　収容定員960名

第４章　教育課程及び授業日数

（教育課程）

第14条　教育課程は別表１に定める。

２　教育課程は、高等学校学習指導要領の基準にもとづき編成する。

３　教育課程の編成にあたっては、立命館守山中学校との協議を経る。

（授業日数）

第15条　授業日数は毎学年175日以上とする。

第５章　学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

（学習評価・評定）

第16条　学習の評定は５段階とする。ただし、数値的な評価になじまないものはこの限りではない。

２　学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

（課程の修了）

第17条　各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

２　各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。ただし、第34条により留学を許可された場合は、この限りではない。

（原級留置）

第18条　校長は、学年の課程を修了することができない生徒に対し、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

（卒業認定）

第19条　校長は、全学年の教育課程を修了したものに対し、卒業を認定する。

２　校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第６章　職員組織

（職員組織）

第20条　本校に次の教職員を置く。

(1)　校長

(2)　副校長

(3)　教頭

(4)　主幹教諭

(5)　教諭

(6)　養護教諭

(7)　司書教諭

(8)　講師

(9)　事務長

(10)　事務職員

(11)　その他必要な教職員

２　前項に定めるもののほか次の者を置く。

(1)　学校医

(2)　学校歯科医

(3)　学校薬剤師

（校務の運営）

第21条　本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規程による。

第７章　入学、退学、転学、休学、留学等

（入学資格）

第22条　本校の第１学年に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者、または第24条第３項に該当する者とする。

(1)　中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者または中等教育学校の前期課程を修了した者

(2)　学校教育法第57条および同法施行規則第95条の規定により、校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）

第23条　入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願い出なければならない。

２　入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

（入学者の選抜）

第24条　入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

２　前項の選抜による合格者は、校長が決定する。

３　立命館守山中学校の教育課程を修了した入学志願者に対しては、入学者の選抜を行わない。

（入学許可）

第25条　入学者の選抜に合格した者、または前条第３項に該当する者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

２　校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

３　入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

（保護者）

第26条　入学者の選抜に合格した者、または第24条第３項に該当する者の親権者または後

見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

２　保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。

３　保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

４　保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。

（編入学）

第27条　校長は、教育上支障がないと認められる場合は、第１学年の途中または第２学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

２　編入学に関する必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第28条　校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第１学年の途中または第２学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

２　転入学に関する必要な事項は、別に定める。

（編転入学資格）

第29条　編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

（再入学）

第30条　本校を退学または除籍になった者が再入学を志願するときは、校長に願い出ることができる。ただし、第37条第１項第２号による除籍、または懲戒による退学の場合は、再入学することはできない。

２　再入学を願い出ることができる期間は、退学または除籍となった年度から翌年度の所定の日までとする。

３　校長は、第１項の願い出が正当であり、教育上支障がないと認められる場合は、再入学を許可することができる。

４　再入学に関する必要な事項は、別に定める。

（編転入学・再入学の志願、選抜、入学手続き、保護者）

第31条　編入学、転入学および再入学は、第23条から第26条までを準用する。

（休学）

第32条　生徒が疾病その他やむをえない事情により３か月以上出席できないときは、校長に休学を願い出ることができる。

２　校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。

３　休学期間は当該年度内で３か月以上とする。ただし、留学を理由とする休学の場合はこの限りではない。

４　休学期間を越えても復学できないときは、校長は退学を命ずることがある。

５　休学に関する必要な事項は、別に定める。

（復学）

第33条　休学中の生徒が復学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（留学）

第34条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出ることができる。

２　校長は、前項の願い出が教育上有益であると認められる場合は、１年の範囲内でこれを許可することがある。

３　校長は、留学先での履修を本校における履修とみなし、別に定めるところにより単位の修得を認定することができる。

４　留学に関する必要な事項は、別に定める。

（転学）

第35条　生徒が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第36条　生徒が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第37条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1)　授業料、フロンティアコース費、教育充実費または在籍料を納めない者

(2)　在籍年限を超えた者

(3)　休学期間を超えてなお復学しない者

(4)　休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者

(5)　入学手続き完了者で、就学意思がない者

(6)　死亡した者もしくは行方不明になった者

２　除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第８章　学費等

（授業料等およびその他納付金）

第38条　授業料等とは、授業料、フロンティアコース費および教育充実費をいう。

２　入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表２に定める。

（学費等の納付）

第39条　保護者は、生徒の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

２　保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。

３　特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。

４　学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

（学費等の返還）

第40条　すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

２　前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

第９章　賞罰

（表彰）

第41条　校長は、学業および学校生活などにおいて他の生徒の模範となる生徒に対し、表彰することがある。

（懲戒および特別な指導）

第42条　校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒および特別な指導を行うことができる。

２　懲戒のうち、訓告、停学および退学の処分は、校長が行う。

３　懲戒および特別な指導の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

第43条　削除

（賠償）

第44条　生徒が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

２　保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第10章　改廃

（改廃）

第45条　この学則の改廃は、理事会において決定する。

附　則

1　この学則は、2006年４月１日から施行する。

2　この学則の定めにかかわらず校長は、2005年度以前の入学者について休業日、休学、履修および学費納付等の取扱いを従前の例にしたがい別に定めることができる。

附　則（2007年１月26日理事会議案第68号および2007年３月１日滋賀県知事届出受理による立命館守山中学校との中高一貫教育の実施、位置変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2007年４月１日から施行する。ただし、学費改定については、2007年度以降の新入生・在校生から適用する。

附　則（2008年３月28日理事会議案第63号および2008年３月31日滋賀県知事届出受理による学校教育法改正、教育課程変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2008年４月１日から施行し、2008年度以降の新入生・在校生から適用する。

附　則（2009年１月23日理事会第66号および2009年３月31日滋賀県知事届出受理による休業日の変更、授業日数の表記、文言上の修正および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2009年４月１日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附　則（2009年10月30日情報ビジネス科、生活総合科および英語科廃止に伴う学則の一部変更）

この学則は、2009年10月30日より施行する。

附　則（2010年１月22日理事会第39号および2010年３月31日滋賀県知事届出受理による学費改定およびフロンティアサイエンスコース（特別理系進学コース）の設置による教育課程変更に伴う一部変更）

この学則は、2010年４月１日から施行し、2010年度以降の新入生・在校生から適用する。

附　則（2010年３月26日理事会第61号および2010年３月26日滋賀県知事認可による入学定員および収容定員の変更）

この学則は、2010年４月１日から施行し、2010年度以降の新入生・在校生から適用する。

附　則（2011年３月25日理事会第65号及び2012年８月27日滋賀県知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更および納付金の表記の見直しに伴う別表２の変更）

この学則は、2011年４月１日から施行する。

附　則（2012年３月23日理事会第68号および2012年７月３日滋賀県知事届出受理による、教育課程表の一部変更）

この学則は、2012年４月１日から施行する。

附　則（2012年11月30日理事会第32号および2013年４月８日滋賀県知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しに伴う変更）

この学則は、2013年４月１日から施行する。

附　則（2013年３月22日理事会第62号および2013年４月８日滋賀県知事届出受理による、教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年４月１日から施行する。

附　則（2014年３月28日理事会第54号および2014年４月15日滋賀県知事届出受理による、学期制および教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年４月１日から施行する。

附　則（2015年１月23日　教育課程の変更に伴う一部変更）

この学則は、2015年４月１日から施行する。

附　則（2016年３月25日授業料等の返還方法の変更に伴う一部変更）

この学則は、2016年４月１日から施行する。

附　則（2017年３月24日教育課程表の変更に伴う一部変更）

１　この学則は、2017年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、別表１全日制課程普通科教育課程表（2014年度から2015年度までの入学者に適用）は、2014年４月１日から適用する。

３　第１項にかかわらず、別表１全日制課程普通科教育課程表（2016年度以降入学者に適用）は、2016年４月１日から適用する。

附　則（2018年１月26日教育課程表の変更に伴う一部変更）

１　この学則は、2018年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、別表１全日制課程普通科教育課程表（2016年度および2017年度入学生に適用）の文系物理演習の追加および文系生物演習の履修の方法の変更は、2016年４月１日から適用する。

附　則（2019年１月25日　コース名の変更および学費改訂に伴う一部変更）

この学則は、2019年４月１日から施行する。

附　則（2020年３月27日　授業日数改定に伴う一部変更）

この学則は、2020年４月１日から施行する。

附　則（2021年３月26日　教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2021年３月26日から施行し、2019年４月１日から適用する。

附　則（2022年１月28日　教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は2022年４月１日から施行する。

附　則（2023年１月27日　教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2023年４月１日から施行する。

別表１（第14条関係）

全日制課程普通科教育課程表（2020年度および2021年度入学者に適用）

教科	科目	1年		2年				3年			
		アカデメイアコース・グローバルコース	フロンティアコース	アカデメイアコース・グローバルコース		フロンティアコース		アカデメイアコース・グローバルコース		フロンティアコース	
				理系	文系	理系	文系	理系	文系	理系	文系
国語	国語総合	4	5								
	現代文B			2	2	2	2	2	2	2	2
	古典B			2	2	2	2		2	2	2
	小論文										2
地歴	世界史A	2	2								
	世界史B				○4		3				
	日本史A								3		
	日本史B					○2	○2			○4	○4
	地理A			2							
	地理B				○4	○2	○2			○4	○4
公民	現代社会	2	2								
	政治・経済								2		
数学	数学Ⅰ	4	4								
	数学A	2	2								

	数学Ⅱ			4	4	4	4				
	数学B			2	2	3	3				
	数学Ⅲ							5		7	
	数学演習										5
	文系数学								2		
理科	化学基礎	2	2								
	化学		2	2		3	3	2			
	生物基礎	2	2								
	生物			2		◎3		2			
	物理基礎			2	2	2	2				
	物理					◎3		4			
保健体育	体育	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1				
芸術	音楽Ⅰ	●1	1	●1	●1	1	1				
	美術Ⅰ	●1		●1	●1						
	書道Ⅰ	●1		●1	●1						
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	5	5								
	コミュニケーション英語Ⅱ			4	4	4	4				
	コミュニケーション英語Ⅲ							5	5	5	5
	英語表現Ⅰ	2	2								
	Expression Ⅰ			△2	△2	3	3				
	Expression Ⅱ							△2	△2		
	Science English Ⅰ			△2							
	Science English Ⅱ							△2			
	Critical Thinking				△2						

	Ⅰ										
	Critical Thinking Ⅱ								△2		
	Academic Writing								□2		
	英語演習									2	2
家庭	家庭基礎	2	2								
情報	社会と情報	1	1	1	1	1	1				
学校設定	Advanced Placement Ⅰ							□2	□2		
	Advanced PlacementⅡ							□2	□2		
	理数探究Ⅰ			2							
	理数探究Ⅱ							■2			
	文社探究Ⅰ				2						
	文社探究Ⅱ								■2		
	理数選択							■2			
	文社選択1								■2		
	文社選択2								■2		
	特別講座1									2	2
	特別講座2									4	4
	国際協力								2		
	進学ゼミ									2	2
総合的な探究の時間	Thinking Design（知の探究）	1									
	総合学習（国際理解・キャリア探究）		1			1	1				
特別活動		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位数計		34	37	32	30	35	35	30	30	34	34

○・●・◎・△については、それらの科目のうち１科目を必履修する。

□・■については、どちらか一方を合わせて２科目（理系）または３科目（文系）を履修する。

全日制課程普通科教育課程表（2022年度以降入学者に適用）

教科	科目	1年		2年						3年					
		アカデメイアコース・グローバルコース	フロンティアコース	アカデメイアコース		グローバルコース		フロンティアコース		アカデメイアコース		グローバルコース		フロンティアコース	
				理系	文系	理系	文系	理系	文系	理系	文系	理系	文系	理系	文系
国語	現代の国語	2	2												
	言語文化	2	2												
	現代国語			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	古典探究				2		2		2		3		3		2
	国語演習A							1						2	
	国語演習B													◆2	◆2
	小論文													◆2	◆2
地理	地理総合	2	2												
	地理探究				○3		○3							▲3	▲3

歴史	歴史総合	2	2												
	日本史探究				○3		○3		3						
	世界史探究				○3		○3		2						
	日本史演習														■4
	世界史演習														■4
	地歴・公民演習													1	
公民	公共			2	2	2	2	2	2						
	政治・経済										2		2		
	公民演習													▲3	▲3
数学	数学Ⅰ	3	5												
	数学Ⅱ			4	4	4	4	4	4						
	数学Ⅲ									4		4		4	
	数学A	2	3												
	数学B			2		2		2	2		3		3		
	数学C									2		2		3	3
	数学演習														3
	キャッチアップ		(1)												
理科	化学基礎	2	2												
	化学			3		3		3		2		2		3	
	生物基礎	2	2												
	生物							□3		□4		□4		□3	
	物理基礎			2	2	2	2	2	2						
	物理							□3		□4		□4		□3	
	理科基礎演習														4
保健体育	体育	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	保健	2	2												
芸術	音楽Ⅰ			●2	●2	●2	●2	2	2						
	美術Ⅰ			●2	●2	●2	●2								
	書道Ⅰ			●2	●2	●2	●2								
外国語	英語コミュニケー	5	5												

	ションⅠ														
	英語コミュニケーションⅡ			4	4	4	4	4	4						
	英語コミュニケーションⅢ									4	4	4	4	4	4
	Expression Ⅰ			2	2			2	2						
	ExpressionⅡ									2	2				
	Critical Thinking Ⅰ					2	2								
	Critical Thinking Ⅱ												2		
	Academic Writing												2		
	英語演習													2	2
	キャッチアップ		(1)												
家庭	家庭基礎	2	2												
情報	情報Ⅰ			2	2	2	2	2	2						
学校設定	共創探究Ⅰ			2	2	2	2								
	共創探究ⅡA									2	2				
	グローバルAP Ⅰ												2		
	サイエンスAP Ⅰ											2			
	Science English											2			
	国際協力										2		2		
	文社選択1										2		2		
	文社選択2										2				
	理数選択									2		2			
総合的な探究の時間	Thinking Design	1	1												
	共創探究ⅡB									2	2				
	グローバルAPⅡ												2		
	サイエンスAPⅡ											2			

共創探究F							2	2						
特別活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単位数計	30	33	30	30	30	30	34	34	30	30	30	30	33	33

○・●・▲・□・◆・■については、それらの科目のうち１科目を必履修する。

別表２（第38条関係）

(1)　入学検定料

（単位：円）

区分	金額
入学、編入学、転入学	20,000

(2)　入学金

（単位：円）

区分	金額
入学、編入学、転入学	120,000

(3)　授業料等（年額）

（単位：円）

①　（2018年度以前入学生に適用）

名称	金額
授業料	619,000
フロンティアコース費	50,000
教育充実費	223,000

②　（2019年度以降入学生に適用）

名称	金額
授業料	630,000
フロンティアコース費	50,000
教育充実費	240,000

2018年度以前入学生が原級留置により2019年度以降入学生と同じ学年となったときは、同じ学年となった年度より②表の授業料等を適用する。

(4)　在籍料（月額）

（単位：円）

	金額

在籍料	1,000